

議 答 申 個 第 6 5 号

令 和 5 年 3 月 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 吉 川 正 史

防犯カメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について（答申）

令和5年2月21日付け生営第97号で諮問のあった事項について、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

審議案件	防犯カメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について
審議会の意見	実施機関から諮問のあった本人外収集については、適当なものと認める。 なお、次のことに配慮されたい。 防犯カメラの運用に当たっては、防犯カメラやデータの管理は厳重に行うこと。
審議内容	市営住宅の共用廊下や駐車場の車等に油が撒かれる事案に対する住民からの要望を受け、迷惑行為の抑止及び状況証拠化のために、防犯カメラの設置を検討するに当たり、他の通行人の個人の容姿と音声記録・保存されることから、本人の同意なく個人情報を収集することについて、生駒市個人情報保護条例第7条の規定により本審議会に諮問されたものである。 本審議会は、本件の防犯カメラの設置については、設置の目的に照らして住民の安全確保上、必要な措置であり、防犯カメラのデータ等の管理方法についても特に問題がないと認められることから、上記のとおり意見をとりまとめた。
審議日	令和5年3月2日
収集する個人情報の項目	個人の容姿の動画及び音声
所管課	建設部 営繕課